

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和二年七月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人青山会 西条中央病院	東広島市西条昭和町 12 番 40 号	名称	医療法人若葉会 西 条中央病院
老人ホーム	特別養護老人ホ ーム 大仙園	東広島市河内町入野 2138 番地 14	所在地	東広島市河内町入野 12138 番地 14
老人ホーム	ケアハウス大仙	東広島市河内町入野 1893 番地 25	所在地	東広島市河内町入野 11893 番地 25